

(答弁書第百三号) 昭和二十二年十一月四日配付

内閣参甲第一一四号

昭和二十二年十月三十一日

内閣総理大臣 片山 哲

参議院議長 松平 恒雄 殿

参議院議員小川友三君提出海外同胞に冬衣送付に関する質問に対し、別紙答弁書を送付する。

參議院議員小川友三君提出海外同胞に冬衣送付に關する質問に對する答弁書

海外の寒冷地で越冬する同胞に衣服その他の慰問品を送り温かい同胞愛を傳えることは極めて望ましい事である。政府は在外抑留邦人等の所在する關係國がその衣食住について人道に公正なる待遇を與えつつあるものと信じ且つこれを希望しているが、さらにこれ等同胞の生活に潤いを與えるため、前記の如き慰問品を送付し得る様既に連合國最高司令官に對し所要の許可を申請中であり且つ關係國の同意取付けのためのもつ旋方おも要請している。